

新たに2つの 高齢者向け日常生活支援事業

町では、増加するひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦世帯などの日常生活を支援するため、新たに2つのサポート事業の試行を開始します。対象となる方はぜひご利用ください。

を試行します

ごみ出しサポート収集

ID
検索
277

自宅の玄関先などに専用ごみ収納ボックスを設置し、戸別収集を8月から実施します。(収集は週1回)

対象 町内に住所を有し居住していて、下記のすべてに該当する方

- 65歳以上の方のみで構成する世帯
- ごみを地域のごみ置き場まで出すことが困難
- 地域や身近な人にごみ出しの協力を得ることができない
- 要介護認定を受けている

申請 6/3回より高齢介護課窓口(役場1階)で申請
※親族やケアマネジャーからの申請も可能です。
※後日、身体状況・世帯状況などの調査を実施する場合があります。

利用料 3,850円(利用開始の初回のみ)
※提供する専用ごみ収納ボックスを紛失・破損した場合は再度利用料が発生します。



【利用申請について】高齢介護課高齢福祉班(☎75-9542)
【ごみ収集について】生活環境課生活環境班(☎71-5879)

① 分別ルールに従い 専用ごみ収納ボックスに入れる

ごみを町のルールに従い分別し、提供した専用ごみ収納ボックスに収集日の8:00までに入れて玄関先などに置いてください。



可燃ごみは町指定ごみ袋を使用してください。

② 職員が収集する



町職員が午前中にごみを収集し、空箱の専用ごみ収納ボックスを残していきます。

また、ごみが出ていない場合など、必要に応じてインターホンを鳴らすなどの見守り活動も実施します。

高齢者移動支援

ID
検索
2401

タクシーを利用する際、1回につき500円を助成する「移動支援利用助成券」を交付します。

※500円を超えた部分は自己負担となります。

対象 町内に住所を有し居住していて、下記のすべてに該当する方

- 65歳以上で非課税世帯
- 歩行補助用具(杖や押し車など)を使用している
- 駅やバス停まで歩くことが難しい
- 自動車を保有していない
- 下記のその他タクシー利用助成や自動車税の減免を受けていない

申請 高齢介護課窓口(役場1階)で申請(即日交付できない場合があります。)

※障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

交付枚数 4枚/月(交付月から年度分をまとめてお渡しします。)



◆その他タクシー利用助成◆

**要介護(要支援)高齢者
移送サービス** ID検索 264

対象 おおむね65歳以上の下肢体幹が不自由な要介護(要支援)者で、在宅で寝たきり、常時車いすを使用、介護人の付き添いがなければ外出できない方

交付枚数 4枚/月
※令和6年度より交付枚数を増加しました。

**在宅障害者タクシー
利用助成** ID検索 207

対象 在宅で下肢・体幹・視覚障害の個別級1・2級の身体障害者手帳などをお持ちで、自動車税・軽自動車税の減免を受けていない方

交付枚数 4枚/月(人工透析で通院している方は6枚/月)

その他 該当手帳の詳細などは福祉保険課福祉・障がい者支援班(☎75-9289)にお問い合わせください。

※各事業の詳細は、ホームページをご確認いただくか担当課へお問い合わせください。

☎ 高齢介護課高齢福祉班(☎75-9542)

高齢者に関する相談は

地域包括支援センター …… ことわらない相談窓口
☎71-7085 …… ☎75-9542

にご相談ください

介護や福祉、認知症のことなど、高齢者の方が抱える課題・問題について、専門職が相談に応じます。

『心配ごと』や『お困りごと』がありましたら、お気軽にご相談ください。

高齢者祝金制度を一部変更します

対象年齢の方へ祝金(ジョイカードギフト券)を贈呈する「高齢者祝金」について、下記のとおり変更します。高齢者の生活を支え、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らし続けられるよう取り組みますので、ご理解の程、よろしくお願い致します。

- 88歳 20,000円→10,000円
- 100歳 30,000円→20,000円